

東山区における移住・定住施策「住んでこそ！東山プロジェクト」にかかる企画運營業務委託仕様書

1 事業の趣旨

本区では、第3期東山区基本計画「東山・まち・みらい計画 2025」に掲げる「住んでこそ！東山プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）を推進している。本プロジェクトは、人口減少が著しい東山区において、その現状と課題を整理し、これまでの地域や行政等の取組を参考にしながら、区民の定住意欲や区外からの移住意欲を喚起するなど、人口減少に歯止めをかけるとともに、地場産業などの活性化により、活力ある地域づくりを目指して取り組むものである。

本業務は、本プロジェクトの実施において必要な、東山区内で暮らすこと（住む魅力）を効果的に伝える情報発信等、移住・定住のための企画運営を行うことを目的とする。

参考：「東山・まち・みらい計画 2025」 p.15

<https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000284601.html>

住んでこそ！東山プロジェクト

<https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000300452.html>

2 履行期間

契約締結の日の翌日から令和6年3月25日（月）まで

3 委託業務の目的・対象

(1) 目的

東山区に移住し、暮らすことの魅力や、実際の生活スタイルの情報収集ができる情報コンテンツを作成し、そのターゲットが情報を受け取りやすい媒体での発信を行う。

また、区内で居住促進の取組を行う地域団体や事業者との連携や支援を行い、区全体での居住促進・定住の取組が効果的に進むことを目的とする。

(2) 対象

世代を問わず、東山での暮らしを望む人物像を想定し、それぞれに的確に届く情報発信を行う。

（地域ごとのターゲットを限定し、効果的な情報発信コンテンツ手段を検討すること）

共通キーワード：文化的な空間、路地や近所と近接し、地域コミュニティが密接な暮らし、比較的便利だが自然に近い暮らし

4 委託業務の内容

(1) 現在運用する SNS 媒体（Instagram）を利用した情報発信

ア 前提条件

Instagram アカウント：京都市東山区（公式）higashiyama_official を運用中である。

東山区の観光面が強いイメージから、移住し、暮らすイメージへの転換を目的として、暮らすことの魅力を日常の風景視点で投稿を行っている。

また、オリジナルのハッシュタグ「東山ぐらむ」を広めることで、本区からの情報発信だけでなく、地域住民や事業者等、自らが発信者となり、持続的な情報発信に繋げることを目的として

いる。

イ 運用方針の検討と分析

フォロワーや投稿を閲覧している層の分析を行い、東山区に住む視点で興味を持つ層に届く投稿コンテンツの方針を委託期間内に随時提案する。また、ハッシュタグ「東山ぐらむ」の投稿状況の分析を行い、より持続的な情報発信に繋げるための方針や提案を委託期間内に随時提案し、協議の上実施する。(実施にあたり、本区以外との必要な調整も含むこと)

また、現時点での上記、フォロワーや閲覧数を増やす、ハッシュタグ「東山ぐらむ」がより持続的な情報発信に繋がるための提案を提案書の中で具体的にを行うこと

Instagram 以外の SNS への同時投稿等を検討し行うこと

ウ コンテンツの作成と運用

- ・ イの方針に基づき、Instagram の通常投稿、リール動画投稿、ストーリー作成を行うこと
- ・ 投稿頻度は効果的と思われる頻度と投稿数を提案すること。(週 2 回程度以上を想定している。) 特にリール動画は情報発信の広がりを生むために必要な回数を提案すること
- ・ SNS による効果的な広告戦略を行うこと(頻度や範囲等を提案すること)
- ・ 投稿内容は区内の地域に偏りが無いように配慮し、事前に本区に確認を行うこと。本区との協議で偏りが認められる場合には、再作成をおこなうこと
- ・ 分析は、定期的に報告を行い、投稿内容の調整を協議すること

(2) 現在運用する移住検討者向けホームページを利用した情報発信

ア 前提条件

「住んでこそ! 東山」ホームページを移住検討者向けのホームページとして運用している。

<https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/sundekoso/>

本ホームページは、京都市全体の移住定住のポータルサイト「住むなら京都」の下部サイトとして運用している。

<https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/>

そのため、業務の実施にあたっては、本市の移住相談窓口やポータルサイトの管理等を行う「京都市移住サポートセンター「住むなら京都」運営業務」との調整が必要となる。したがって、運営業務受託者とも調整のうえ、当該業務の運営に支障が生じることのないよう、十分に配慮すること。

イ 運用方針の検討と分析

ホームページ訪問者の分析を行うとともに、地域からの情報収集を行い、移住検討者に向けて必要と思われるコンテンツの提案・作成を行う。

コンテンツについては、原則ホームページの改修を行わない範囲とし、「エリア情報」「区民の紹介を行う「ご近所さんみつけ」「記事ページ 情報トピックス」への投稿を前提とする。

ホームページの改修が必要な提案については、本区と協議するものとする。

ウ 記事の持続可能性

記事の更新にあたり、区内での情報収集や区内事業者による作成記事を掲載するなど、自発的な情報発信の担い手が活躍できる手法を提案し、実施すること

(3) 区内で居住促進の取組を行う地域団体や事業者との連携や支援

区内には、「京都市移住・定住応援団」の登録団体等、居住促進の取組を行う地域団体や事業者

が活動を行っている。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000312984.html>

ア 取組紹介と選択肢の提示

それらの取組の紹介を行い、ホームページなどを訪れた移住検討者が適切にそれらの団体の活動にアプローチし、選択できるような方法を提案し、実施すること。(ホームページでの各団体の紹介記事作成等を想定している。なお、想定する団体は、空き家活用・お試し居住・移住相談会・まちの紹介等の広く移住検討者向けの取組を行っているものとする。)

提案書には、想定する団体を1つ取上げ、記事イメージを作成する。(上記ホームページ内において東山区で活動をしている団体から選ぶこと。令和5年6月現在2団体)

なお、団体数は4団体程度を想定しており、団体の発掘などにより数が増えた場合には別途協議を行う。また、記事の内容等を踏まえて、製作本数は調整することがある。

イ 活動団体の連携の促進、各活動団体の取組の支援

対象地域やターゲットが異なるが、類似の取組を行っている区内の居住促進の取組を行う地域団体や事業者が各団体の活動がより促進されるために必要な連携の仕組みを提案し、各活動団体に個別に必要な支援があれば提案し、実施する。

ウ その他

移住・定住活動団体の掘起こしや情報収集を行い、それらの活動が起こるきっかけや後押しを創出し、上記ア、イの対象となるような仕組みを提案する。

(4) 参考

・上記、業務を実施するにあたっては、本プロジェクトの施策の意見交換等を行うプラットフォーム(協働プロジェクト※1)において情報収集や議論を行うことが可能である。(1~2か月に1回開催を予定している。)

・また、取組の状況報告などのため、本区から協働プロジェクトへの参加を要請することがある。

※1 <https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000303811.html>

(5) 京都市の他媒体・施策との連携

京都市における居住・移住に関する情報発信媒体・施策との連携を検討し、情報発信先については、下記媒体へのコンテンツの提供も提案すること

ア ポータルサイト「住むなら京都」 <https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/>

※京都市全体の移住・定住の窓口であるため、各提案については区としての役割を鑑みたまのとし、その関係性を提案内容に盛り込むこと

イ 京住まいの情報ひろば <https://miyakoanshinsumai.com/>

ウ 東山区ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/index.html>

住んでこそ!東山プロジェクト(※本委託業務目的施策の説明ページ)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000300452.html>

他、本区で利用可能と思われる媒体の提案は積極的に行うこと

(6) その他、SNS 投稿や記事等のコンテンツ作成について、情報量の増量が検討される場合には別途協議を行う。

5 前払い金

前払い金は支払わない。

6 実施体制

受託者は、本業務に係る統括及び管理を行う業務実施体制を本区に提出すること

7 成果品の提出等

(1) 成果品

本区に納品する成果品は、以下のとおりとする。なお、受託者が引き渡した成果品に関する権利（著作権等）の一切は本区に帰属するものとする。

ア 情報発信にかかる成果物（投稿データ、ホームページデータ、印刷物等）

イ 情報発信や企画した実施内容にかかる報告書と分析結果の報告書

ウ 成果物作成に関して収集・作成したデータ一式

なお、作成した成果物は、データは CD-R や DVD-R 等で納品するものとする。

(2) 提出形式

紙資料を 1 部提出するものとする。また、電子データを CD-ROM または DVD-ROM に記録して提出するものとする。データは、Microsoft Excel 形式、Microsoft Word 形式、Microsoft PowerPoint 形式、pdf 形式、png 形式、jpeg 形式のいずれかとし、その他の形式については、Windows OS で問題なく利用できる形式でかつ本区の承諾を受けるものとする。

成果物は、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。

成果品に印刷物等が含まれる場合には、その版下データ等一式を加工可能な形式で提出する。

ホームページが含まれる場合には、コンテンツや構築にかかるデータ一式を提出する。

既存のシステム利用等により、提出が困難な場合には、本区と協議を行う。

8 業務の進め方

(1) 受託者は、本業務を仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。

(2) 委託者は、本業務の実施にあたり、事前に業務実施計画書、業務工程表及び業務体制表を提出し、本区の承諾を受けるものとする。業務工程表は少なくとも 1 か月ごとに更新し、状況報告を行う。

(3) 委託者は、本業務の実施にあたり、逐次、本区と協議を行い、本区の指示により業務を進め、業務の結果については速やかに報告を行うこと

(4) 受託者は、本区と打ち合わせを行った内容について、協議録等を作成し、これを提出しなければならない。

9 貸与品等

(1) 本区の所有するデータ（統計や地域の施設情報などのターゲット設定に必要な資料他）については、協議のうえ適宜提供を行う。

(2) 受託者は、貸与された資料の取り扱いには十分に注意し、破損及び紛失しないよう配慮する。

(3) 受託者は、貸与された資料を本区の了承を得ることなく複製してはならない。

(4) 受託者は、貸与された資料を業務完了後又は本区の指示があるときは、速やかに返却するものとする。また、複製した資料があるときは、当該資料も同様とする。

10 業務完了後の提出書類

- (1) 完了通知書
- (2) 納品書
- (3) 請求書
- (4) その他本区が必要と認める書類

11 提出書類

受託者は、本業務の実施にあたり、契約締結の日から7日以内に次の必要書類を提出し、本区の承諾を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務体制表
- (4) その他本区が必要と認める書類

12 その他

- (1) 受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を、本区の了承を得ることなく他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託期間終了後も同様とする。
- (2) 本区が提供する貸与品を、本業務に関わる検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の目的の範囲内であっても、受託者は、本区の了承を得ることなく第三者に内容を提示し、又は使用させてはならない。成果品についても同様とする。
- (3) 本業務実施中に、受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本業務実施に当たり、関係法令を遵守し、常に適切な管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本区に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本区の指示に従うものとする。
- (6) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (7) 成果物（上記「7 成果品の提出等」）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の知的財産権は、本市に帰属するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本区と協議を行うものとする。
- (9) 受託者は、業務完了後、成果品等に不備があることが発見されたときは、本区の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。
- (10) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うものとする。